

中小企業新事業活動促進法に基づく
経営革新計画承認申請の手引き



岡山県マスコット
「ももっち」

岡山県産業労働部経営支援課

H26. 7

《 目 次 》

1	中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新の概要	1
2	経営革新計画の内容	3
3	経営革新計画の期間と経営目標	5
4	承認後の支援策	6
5	経営革新計画の申請・承認手続き	16
6	経営革新計画の作成のポイント	19
7	承認申請書の記入例	24
8	よくある質問（Q&A）	36
○	申請様式	40
○	補足資料	55
	※ 支援機関（専門家を含む。）が計画作成に関与する場合に提出	
○	問い合わせ先一覧	61

1 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新の概要

中小企業新事業活動促進法とは

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」（以下「法」という。）では、中小企業の新たな事業活動を促進するため、「創業」「経営革新」「新連携」などの取組を支援するとともに、これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境基盤の充実を図るために、様々な支援を規定しています。

経営革新とは

本法では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。この経営革新は、次のような特徴があります。

（１）幅広い業種の取組を支援

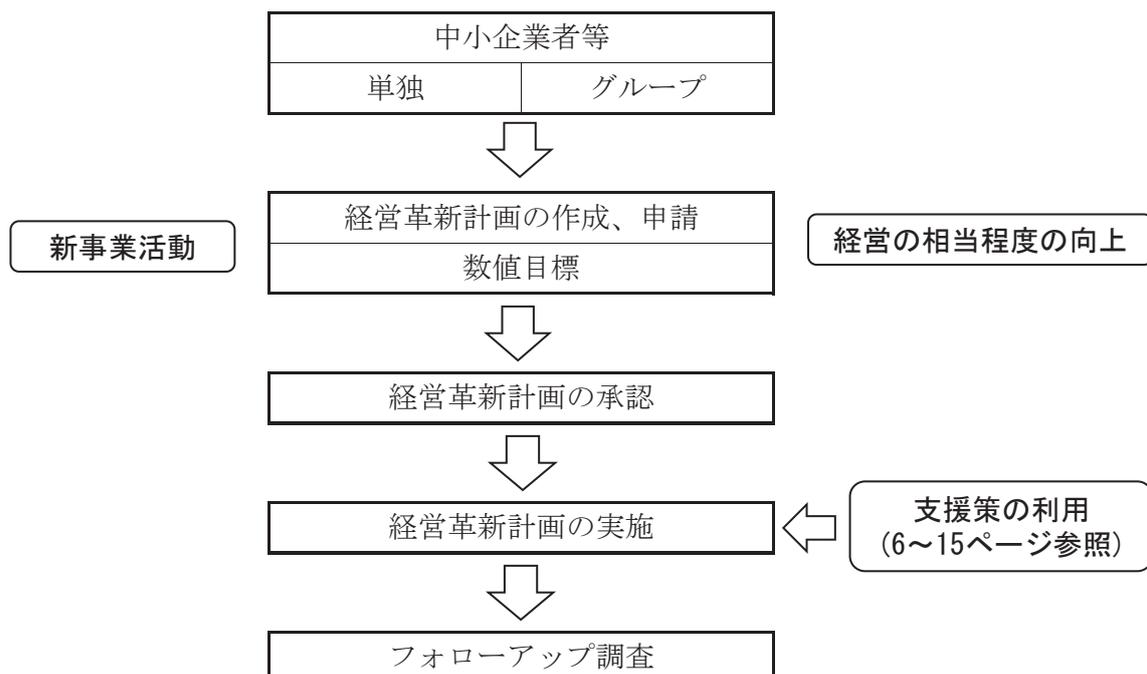
原則として、業種による制約条件はありません。（例外は36ページのQ&Aをご覧ください。）幅広く、今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を支援します。

（２）柔軟な連携体制で実施

経営資源・得意分野に限りのある中小企業の経営革新には、他社との柔軟な連携関係を最大限に活用することが不可欠です。このため、中小企業単独のみならず、異業種交流グループ、組合等多様な形態による取組も可能です。

（３）経営目標の設定

経営の向上に関する具体的な数値目標を設定することにより、事業者の経営努力が促される制度です。支援する行政側でも、計画実施中に、進捗状況の調査や指導・助言を実施します。



法律の適用範囲

本法の適用を受けるのは、次の【表1】及び【表2】に掲げる中小企業者及び組合等です。

【表1】中小企業者として本法の対象となる会社及び個人の基準

資本金基準と従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象になります。

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員*)
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

*常時使用する従業員には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

【表2】中小企業者としての本法の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

(注) 1 企業組合及び協業組合も中小企業者として本法の対象となります。

2 一般社団法人は、中小企業者には該当しませんが、その直接又は間接の構成員の2/3以上が法第2条の中小企業者であるものについては、本法の対象となります。

2 経営革新計画の内容

経営革新計画の承認を受けるためには、次の内容に沿った計画である必要があります。

- (1) 経営革新計画の内容が、「新たな取組（新事業活動）」によって当該企業の経営の相当程度の向上を図るものであり、概ね、次の4種類に分類されます。

<新事業活動の分類>

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

分類ごとの取組事例

①新商品の開発又は生産

- ・木製品製造業者が、建具の材料としては利用が困難とされていた間伐材を加工するための切削用刃物を開発。さらに開発した天然塗料で仕上げることにより、防腐・防カビ効果を高め、環境と健康に優しい建具として生産、販売した。
- ・強力な業務用空気清浄機を製造していた企業が、市場のニーズをうけて小型化に挑戦し、一般家庭用の強力な空気清浄機を開発する。

②新役務の開発又は提供

- ・畜産農家に飼料を販売する業者が、新たに畜産農家の繁忙期や不在時に社員を畜産農家に派遣し、家畜の世話等を行うとともに、畜産農家の経営効率を向上させるためのコンサルティングサービスを開始。
- ・高齢者や身体の不自由な方等、自分で美容院に行くことが困難な方のために、美容室が新たに美容設備一式を搭載した車を用意し、カット、ブロー、着付け等の出張サービスを行う。

③商品の新たな生産又は販売の方式の導入

- ・果物小売業者が果物についての知識や強みを活かし、本格的なフルーツパーラーを開店。フルーツ&ベジタブルマイスターの資格を持つ店員を常駐させ、高級フルーツを使ったスイーツ、野菜とフルーツのフレッシュジュース、健康を意識し野菜を使ったランチメニューも提供する。
- ・金属加工業者が、熱加工実験データを蓄積することにより、コンピューターを利用して熱加工による変化を予測できるシステムを構築。これにより実験回数を減らし、新商品開発の迅速化とコストの削減を目指す。

(商品は新しくなくても、生産やサービス供給効率を向上させるなど、生産方式や販売方式が新しいもの)

④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

- ・不動産管理会社が空き家となった企業の社員寮を一括で借り上げ、高齢者向けに改装した後に介護サービス、給食サービス等を付加し、高級賃貸高齢者住宅として賃貸する。
- ・タクシー会社が乗務員に介護ヘルパーや介護福祉士の資格を取得させ、高齢者向け移送サービスを開始。介護サービス事業へ進出して多角化を図る。

※(公財)岡山県産業振興財団のホームページで、岡山県内の承認企業及び承認事例を紹介しています。(期間中の計画のみ) <http://www.optic.or.jp/kakushin/>

(2) 「新たな取組[※]」とは、個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても、原則として承認対象とします。ただし、

- ・業種ごとに、同業の中小企業の当該技術・方式等の導入状況
- ・地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術・方式等の導入状況

を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とします。

※「新たな取組」の解釈に当たっては次の(3)～(4)、25ページの承認申請書の記入例及び36～37ページをよくある質問(Q&A)【申請対象】も参考にしてください。

(3) 設備の高機能化や共同化が依然として大きな経営課題となっている場合、それら設備の高機能化や共同化によって新たな生産方式を導入し、生産やサービス供給効率を向上するための取組も承認対象とします。

(4) 事業活動全体の活性化に大きく資する生産や在庫管理のほか、労務や財務管理等、経営管理の向上のための取組についても、広い意味での商品の新たな生産方式あるいは役務の新たな提供方式等として承認対象とします。

(5) 計画を共同で申請する場合(組合等が当該構成員の行う経営革新計画を申請する場合を含む。)にあつては、共同で申請する者全員が実施主体として経営革新に関する事業に参加しており、かつ、その事業が適切かつ有効に機能するものであることとします。

なお、次のような場合は承認を受けられません。

- ・経営革新計画が公序良俗に反する、又はそのおそれがあることが明らかな場合
- ・経営革新計画が関係法令に違反する、又はそのおそれがあることが明らかな場合
- ・経営革新計画の内容に確実性が認められない場合
- ・公的な支援を行うことが適当ではないと認められる場合

3 経営革新計画の期間と経営目標

期 間

承認の対象となる経営革新計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間です。

目標とすべき経営指標

経営革新計画として承認されるためには、次の2つの指標について、目標伸び率が基準以上である必要があります。

(1) 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」が、年率3%以上伸びること

計 画 期 間	3年計画	4年計画	5年計画
「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	9%以上	12%以上	15%以上

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 (リース料を含む。)

一人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数

(2) 「経常利益」が、年率1%以上伸びること

計 画 期 間	3年計画	4年計画	5年計画
「経常利益」の伸び率	3%以上	4%以上	5%以上

経常利益 = 営業利益 - 営業外費用

- (注) 1 経営革新計画では、「経常利益」の算出方法が通常の会計原則とは異なり、「営業外収益」は含みません。
2 計画終了年度の経常利益は黒字になる必要があります。

◆経営指標の伸び率の算出方法

$$\text{計画終了時の目標伸び率} = \frac{(\text{計画終了時の数値} - \text{現状の数値})}{|\text{現状の数値}|^{\ast}} \times 100 (\%)$$

※分母の現状の数値がマイナス (赤字) の場合は、絶対値で計算してください

なお、グループによる申請については、目標とする経営指標を次のいずれも用いることができます。

- A : グループ全体としての付加価値額又は一人当たりの付加価値額及びグループ全体としての経常利益
B : グループ参加者個々の付加価値額又は一人当たりの付加価値額及びグループ参加者個々の経常利益

4 承認後の支援策



経営革新計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、利用を希望する支援策の実施機関等における審査が別に必要となります。

申請者は、計画の申請と同時又は事前に実施機関等に対し相談を行ってください。

業種によっては支援策等の対象とならない場合があるので、詳細は各実施機関にお問い合わせください。

保証・融資の優遇措置

(1) 信用保証の特例

「信用保証の特例」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等については、①普通保証等の別枠設定と②新事業開拓保証の限度額引上げがあります。

対象者	経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等（一部の業種を除く。）																						
支援内容	<p>(1) 普通保証等の別枠設定</p> <p>経営革新計画の承認事業に対する資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">限度額</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">通常</td> <td style="padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">別枠</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">普通保証</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2億円 (組合は4億円)</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2億円 (組合は4億円)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">無担保保証 (うち特別小口)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">8,000万円 (うち1,250万円)</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">8,000万円 (うち1,250万円)</td> </tr> </table> <p>「特別小口保証（無担保無保証人）」の対象者は、小規模企業者であるため、従業員は20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下、但し宿泊業、娯楽業は20人以下）の事業者となります。</p> <p>(2) 新事業開拓保証の限度額引上げ</p> <p>経営革新の事業を行うために必要な資金に係るもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの（研究開発費用）について、付保限度額を引上げています。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">企業</td> <td style="padding: 0 10px;">2億円</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">特例</td> <td style="padding: 0 10px;">3億円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">組合</td> <td style="padding: 0 10px;">4億円</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">特例</td> <td style="padding: 0 10px;">6億円</td> </tr> </table>	限度額	通常	+	別枠	普通保証	2億円 (組合は4億円)		2億円 (組合は4億円)	無担保保証 (うち特別小口)	8,000万円 (うち1,250万円)		8,000万円 (うち1,250万円)	企業	2億円	→	特例	3億円	組合	4億円	→	特例	6億円
限度額	通常	+	別枠																				
普通保証	2億円 (組合は4億円)		2億円 (組合は4億円)																				
無担保保証 (うち特別小口)	8,000万円 (うち1,250万円)		8,000万円 (うち1,250万円)																				
企業	2億円	→	特例	3億円																			
組合	4億円	→	特例	6億円																			
備考	<p>他の支援策による特別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合があります。</p> <p>本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認のほか、岡山県信用保証協会及び金融機関の審査が必要です。（申請の前に必ずご相談ください。）</p> <p>※計画の承認は支援策を保証するものではありません。</p>																						
問い合わせ先	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">岡山県信用保証協会（岡山(本所)）</td> <td style="width: 50%;">TEL (086) 243-1122</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃（倉敷支所）</td> <td style="text-align: center;">TEL (086) 425-3103</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃（津山支所）</td> <td style="text-align: center;">TEL (0868) 22-7276</td> </tr> </table>	岡山県信用保証協会（岡山(本所)）	TEL (086) 243-1122	〃（倉敷支所）	TEL (086) 425-3103	〃（津山支所）	TEL (0868) 22-7276																
岡山県信用保証協会（岡山(本所)）	TEL (086) 243-1122																						
〃（倉敷支所）	TEL (086) 425-3103																						
〃（津山支所）	TEL (0868) 22-7276																						

(2) 政府系金融機関による低利融資制度（新事業活動促進資金）

<p>経営革新計画の承認を受けると、(株)日本政策金融公庫において、通常の条件よりも優遇された特別貸付が受けられます。</p>																
対 象 者	<p>経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等（一部の業種を除く。）</p>															
支 援 内 容	<p>経営革新計画に基づく設備資金及び運転資金について金利面で優遇しています。</p> <p>(1) 貸付限度額</p> <p>【中小企業事業】設備資金 7億2,000万円 （うち運転資金 2億5,000万円）</p> <p>【国民生活事業】設備資金 7,200万円 （うち運転資金 4,800万円）</p> <p>(2) 貸付利率</p> <p>【中小企業事業】特別利率③ ※2億7千万円を超えた金額及び土地取得資金は基準利率</p> <p>【国民生活事業】特別利率C ※土地取得資金は基準利率</p> <p>(3) 貸付期間</p> <p>【中小企業事業】設備資金20年以内（うち据置2年以内） 運転資金7年以内（うち据置3年以内）</p> <p>【国民生活事業】設備資金15年以内（特に必要な場合は20年以内） （うち据置期間2年以内） 運転資金5年以内（特に必要な場合は7年以内） （うち据置期間1年以内（特に必要な場合は3年以内））</p> <p>※特別利率の詳細等については、下記へお問い合わせください。 ※担保及び保証人については事業ごとに内容が異なりますので、詳細は下記へお問い合わせください。</p>															
備 考	<p>金利水準は、金融情勢により改定されることがあります。 本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認のほか、(株)日本政策金融公庫の審査が必要です。（申請の前に必ずご相談ください。） ※計画の承認は支援策を保証するものではありません。</p>															
問 い 合 わ せ 先	<p>(株)日本政策金融公庫</p> <table> <tr> <td>中小企業事業</td> <td>岡山支店</td> <td>T E L (086) 222-7666</td> </tr> <tr> <td>国民生活事業</td> <td>岡山支店</td> <td>T E L (086) 225-0011</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>倉敷支店</td> <td>T E L (086) 425-8401</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>津山支店</td> <td>T E L (0868) 22-6135</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>福山支店</td> <td>T E L (084) 922-6550</td> </tr> </table>	中小企業事業	岡山支店	T E L (086) 222-7666	国民生活事業	岡山支店	T E L (086) 225-0011	〃	倉敷支店	T E L (086) 425-8401	〃	津山支店	T E L (0868) 22-6135	〃	福山支店	T E L (084) 922-6550
中小企業事業	岡山支店	T E L (086) 222-7666														
国民生活事業	岡山支店	T E L (086) 225-0011														
〃	倉敷支店	T E L (086) 425-8401														
〃	津山支店	T E L (0868) 22-6135														
〃	福山支店	T E L (084) 922-6550														

(3) 岡山県中小企業者向け融資制度（経営革新資金）

<p>経営革新計画に従って行う事業に必要な設備資金（土地の取得資金を除く。）及び運転資金について、次の要件により融資が受けられます。</p>	
対 象 者	経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等（一部の業種を除く。）
支 援 内 容	<p>(1) 融資限度額 総額1億円以内（うち運転資金は5,000万円を限度とする。）</p> <p>(2) 融資利率等 融資利率（変動金利）：責任共有制度対象 年 1.50 %以内 責任共有制度対象外 年 1.35 %以内 保証料率：年 0.7 %（経営革新関連保証適用の場合）</p> <p>(3) 融資期間 設備資金・運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>(4) 担保及び保証人 担保：無担保 連帯保証人：信用保証協会の定めるところによる</p>
備 考	<p>貸付利率は、金融情勢により改定されることがあります。 本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認のほか、岡山県信用保証協会及び金融機関の審査が必要です。（申請の前に必ずご相談ください。） ※計画の承認は支援策を保証するものではありません。</p>
問い合わせ先	<p>岡山県信用保証協会（岡山(本所)） TEL (086) 243-1122 岡山県産業労働部 経営支援課 金融支援班 TEL (086) 226-7361</p>

(4) 小規模企業設備資金貸付制度の特例（「小規模企業者等設備導入資金貸付」）

<p>小規模企業設備資金貸付制度は、小規模企業者等の創業、経営基盤の強化に必要な設備の購入代金の半額を無利子で貸付けるものです。 経営革新計画の承認を受けると、通常の条件よりも優遇された特例が適用されます。</p>																			
対 象 者	経営革新計画の承認を受けた小規模企業者及び常時使用する従業員数が50人以下の中小企業者（一部の業種を除く。）																		
支 援 内 容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付条件</th> <th>通常</th> <th>特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>4,000万円</td> <td>6,000万円</td> </tr> <tr> <td>貸付割合</td> <td>所要資金の1/2以内</td> <td>所要資金の2/3以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">無利子</td> </tr> <tr> <td>償還期間等</td> <td colspan="2">7年以内（公害防止等施設は、12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還</td> </tr> <tr> <td>担保又は保証人</td> <td colspan="2">原則として連帯保証人及び物的担保が必要 (連帯保証人は2名以上必要です)</td> </tr> </tbody> </table>	貸付条件	通常	特例	貸付限度額	4,000万円	6,000万円	貸付割合	所要資金の1/2以内	所要資金の2/3以内	貸付利率	無利子		償還期間等	7年以内（公害防止等施設は、12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還		担保又は保証人	原則として連帯保証人及び物的担保が必要 (連帯保証人は2名以上必要です)	
貸付条件	通常	特例																	
貸付限度額	4,000万円	6,000万円																	
貸付割合	所要資金の1/2以内	所要資金の2/3以内																	
貸付利率	無利子																		
償還期間等	7年以内（公害防止等施設は、12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還																		
担保又は保証人	原則として連帯保証人及び物的担保が必要 (連帯保証人は2名以上必要です)																		
備 考	本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認のほか、一定の要件を満たすことが必要です。要件の詳細は下記へお問い合わせください。																		
問い合わせ先	(公財)岡山県産業振興財団 設備資金課 TEL (086) 286-9697																		

設備投資の支援措置

(5) 設備貸与制度の特別金利

<p>設備貸与制度は、中小企業・小規模企業者等の創業、経営基盤の強化に必要な設備を長期かつ低利な条件で割賦販売又はリースにより導入できる制度です。 経営革新計画の承認を受けると、通常の条件よりも優遇された金利が適用されます。</p>					
対象者	経営革新資金の承認を受けた常時使用する従業員数が100人以下の中小企業・小規模企業者等（一部の業種を除く。）				
支援内容	貸付条件	通常		特例	
		割賦販売	リース	割賦販売	リース
	利率	年2.5%	月1.394～ 2.992%	年1.25%	月1.337～ 2.937%
備考	本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認のほか、 一定の要件を満たすことが必要です 。要件の詳細は下記へお問い合わせください。				
問い合わせ先	(公財) 岡山県産業振興財団 設備資金課 TEL (086) 286-9697				

投資の支援措置

(6) 中小企業投資育成(株)による投資

<p>中小企業投資育成(株)からの株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。</p>	
対象者	経営革新計画の承認を受けた 資本金の額が3億円超 の株式会社 (公序良俗に反する事業や投機的な事業は対象外)
支援内容	<p>通常、本事業の対象となるのは資本金が3億円以下の企業に限られますが、承認された経営革新計画に従って経営革新のために資金の調達を図る場合は、資本金が3億円を超える場合であっても投資対象となります。</p> <p>(1) 投資の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会社の設立に際し発行される株式の引受け ②増資新株の引受け ③新株予約権の引受け ④新株予約権付社債等の引受け <p>※なお、中小企業投資育成(株)から投資を受けた会社は、必要に応じ追加投資も受けられます。</p> <p>(2) 育成事業(コンサルティング事業)</p> <p>中小企業投資育成(株)は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じています。</p>
備考	投資に際しては、 大阪中小企業投資育成(株)による審査があります 。
問い合わせ先	大阪中小企業投資育成(株) TEL (06) 6459-1700

販路開拓の支援措置

(7) 販路開拓コーディネーター事業

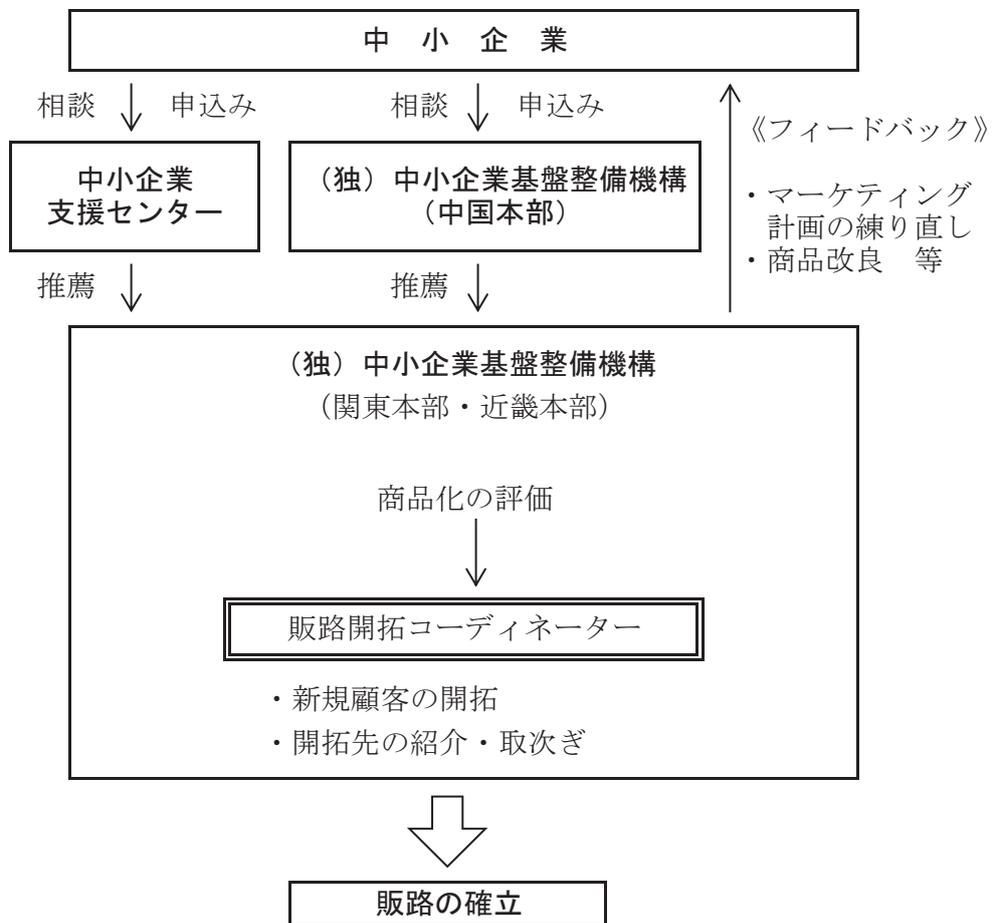
大規模なマーケットである首都圏・近畿圏をターゲットとして、市場化・事業化を促進します。

対象者

経営革新計画の承認を受けて開発した新商品等の販路開拓先を希望している中小企業者及び組合等

支援内容

経営革新事業で開発した新商品等について、中小企業支援センター又は(独)中小企業基盤整備機構中国本部に対し販路開拓の相談や申込みをすると、その後スクリーニングを経て、(独)中小企業基盤整備機構(関東本部又は近畿本部)の専門家が販路開拓先となる商社・企業等の紹介又は取次ぎを行い、市場へのアプローチを支援します。(販売代行や販売代理を行うものではありません。)



備考

販路開拓コーディネーターは、広範な販路ネットワークを有する商社やメーカー等の企業OBで構成されています。
販路開拓支援活動の実施に際して、一部費用は申込企業の負担となります。

問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 中国本部 経営支援課
TEL (082) 502-6555
(公財) 岡山県産業振興財団 中小企業支援課
(中小企業支援センター)
TEL (086) 286-9626

(8) 中小企業総合展

<p>中小企業やベンチャー企業が製品や技術、サービス等を展示・紹介することにより、販路開拓、業務提携といった企業間の取引を実現するビジネスマッチングの機会を提供するイベントです。</p>	
対 象 者	経営革新に取り組む中小企業者やベンチャー企業等
支 援 内 容	<p>中小企業・ベンチャー企業等は、自ら開発した新製品やサービス、技術等の経営革新における取組を展示・紹介することができます。</p> <p>【主な出展者サポートプログラム】</p> <p>(1) 事前マッチング予約 HP上で来場者が事前に商談したい企業を選び、商談内容を書き込めるフォームを作成。会期前から商談受付を行います。</p> <p>(2) 交流会</p> <p>(3) 無料経営相談コーナー</p> <p>【開催】</p> <p>中小企業総合展 TOKYO (東京)</p> <p>中小企業総合展 KANSAI (関西)</p> <p>※日時、会場、募集期間等については(独)中小企業基盤整備機構のホームページ (http://sougouten.smrj.go.jp)でご確認ください。</p>
備 考	<p>下記の要件を満たすと、出展審査において審査上のポイントがアップします。(承認を受けている場合でも出展料の免除はありません。)</p> <p>(1) 出展する製品や技術、サービス等が承認を受けた経営革新計画のテーマと一致していること</p> <p>(2) 中小企業総合展の開催時期が、経営革新計画の計画中、または計画期間終了月の翌月から数えて2年を経過する月までの間に該当していること</p>
問い合わせ先	(独) 中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 TEL (03) 5470-1525

(9) 岡山ビジネスサポーターズによる販路開拓支援

<p>中小企業やベンチャー企業が新たに開発した製品や技術、サービス等を、首都圏を中心とした市場で販路開拓等を促進するために、販売戦略のアドバイスやビジネスパートナーを紹介します。</p>	
対 象 者	新商品・新サービス及び新技術等を開発・生産し、首都圏での販路開拓を希望している中小企業やベンチャー企業等
支 援 内 容	<p>首都圏での販路開拓について、先駆者からの販売戦略構築・商品改良等のアドバイスを受けられます。</p> <p>【支援方法】</p> <p>(1) 中小企業等が有する新商品等について、マッチング会に向けてブラッシュアップ</p> <p>(2) 岡山ビジネスサポーターズ^(※)に向けて、新商品・新サービス等のプレゼンテーションの場を提供(首都圏)</p>
問い合わせ先	(公財)岡山県産業振興財団 中小企業支援課 TEL (086) 286-9626

※岡山ビジネスサポーターズとは…首都圏で活躍する本県にゆかりのある企業経営者・役員や、本県内に本社を置き、首都圏でも事業展開をしている企業の幹部等が参加している会のことです。

海外展開に伴う支援措置

(10) (株) 日本政策金融公庫法の特例 (スタントバイクレジット制度)

<p>経営革新承認を受けた中小企業者等の外国関係法人等^(※)が現地(海外)の金融機関から一年以上の長期融資を受ける際に、(株)日本政策金融公庫が信用状を発行し、その債務を保証します。</p>	
対象者	<p>経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等(外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあっては、当該外国関係法人を含む。)</p>
支援内容	<p>(1) 保証の方法 信用状(スタントバイクレジット)の発行</p> <p>(2) 保証限度額 一保証先につき4億5,000万円以下</p> <p>(3) 保証料率 (株)日本政策金融公庫所定の料率</p> <p>(4) 保証の対象となる貸付債権の要件 資金用途: 長期の設備資金又は運転資金 償還期限: 1年以上5年以内</p>
備考	<p>本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認のほか、(株)日本政策金融公庫及び海外金融機関の金融審査が必要です。(申請の前に必ずご相談ください。)</p> <p>※計画の承認は支援策を保証するものではありません。</p>
問い合わせ先	<p>(株)日本政策金融公庫 中小企業事業 岡山支店 TEL (086) 222-7666</p>

※外国関係法人等とは

- 1 中小企業者等と以下のイ、ロ又はハのいずれかに該当する関係をもつ外国の法人又は団体のこと。

	株式等の総数又は総額の一定水準	役員数の一定比率
イ	50%以上	(条件なし)
ロ	40%以上50%未満	役員50%以上
ハ	20%以上40%未満かつ筆頭株主	役員50%以上

- 2 上記1を満たす者(いわゆる子会社)が単独又はその親会社である中小企業や他の子会社と共同で、上記イ、ロ又はハのいずれかの要件を満たす外国法人等を設立した場合、当該外国法人等も含む。

(11) 貿易保険の特例

<p>経営革新承認を受けた中小企業者等の外国関係法人等^(※)が、計画に基づき現地の金融機関から短期資金を借入する際に、地銀等の保証に加え、(独)日本貿易保険(NEXI)が海外事業資金貸付保険を付保します。</p>	
対象者	<p>経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等(外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあっては、当該外国関係法人を含む。)</p>
支援内容	<p>(1) 保険の種類 海外事業資金貸付(貸付金債権等) ※海外事業資金貸付保険とは、次の事由により海外事業資金の貸付先から資金の回収ができなくなったことによる損失をてん補する保険のこと ・非常危険(為替取引の制限または禁止、戦争・革命または内乱等) ・信用危険(貸付先の破産、3月以上の債務履行遅滞)により貸付金債権等の元本もしくは利子を償還期限に償還できなくなったこと</p> <p>(2) 保険引受限度額 上記の定めは特になし</p> <p>(3) 保険料率 (独)日本貿易保険所定の料率</p> <p>(4) 保険の対象となる貸付金債権の要件 資金用途: 短期の設備資金又は運転資金 償還期限: 1年未満</p> <pre> graph TD A[中小企業者 (国内親会社)] -- "経営を実質的に支配" --> B[外国関係法人等 (海外現地法人)] B -- "融資 (現地流通通貨)" --> C[外国の銀行等] C -- "海外事業貸付" --> A A -- "保険引受相談" --> D[日本貿易保険 (NEXI)] D <--> "連携 リスクシェア" E[地銀等] E -- "支払保証" --> C B -- "融資申込" --> C </pre>
備考	<p>本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認のほか、(独)日本貿易保険及び海外金融機関の審査が必要です。(申請の前に必ずご相談ください。)</p> <p>※計画の承認は支援策を保証するものではありません。</p>
問い合わせ先	<p>(独)日本貿易保険 営業第一部 営業企画グループ TEL (03) 3512-7563</p>

(12) 中小企業信用保険法の特例（海外投資関係保険）

<p>中小企業者が国内の金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際に、信用保証協会が債務保証を行う制度であり、承認を受けた経営革新計画に従って海外で事業を行う中小企業者及び組合等は、海外投資関係保証の限度額の引上げがあります。</p>	
対 象 者	<p>経営革新計画の承認を受け、海外直接投資事業を行う国内中小企業者及び組合等（一部の業種を除く。）</p>
支 援 内 容	<p>(1) 保証限度額 企 業 2億円 → 特例 3億円 組 合 4億円 → 特例 6億円</p> <p>(2) 対象資金 ① 出資割合が10%以上となる海外法人への出資資金 ② 出資割合が10%以上である海外法人等の発行する社債引受費用又は貸付資金 ③ 長期にわたる原材料の供給等、永続関係にある海外法人への貸付資金 ④ 海外の支店、工場その他の営業所の設置又は拡張費用 ⑤ 海外直接投資事業の実施に必要な従業員教育の費用 ⑥ 海外直接投資事業の実施に必要な調査の費用</p> <p>※保証の割合、利率、期間などその他の条件については別途ご確認ください。</p>
備 考	<p>本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認のほか、岡山県信用保証協会及び金融機関の審査が必要です。（申請の前に必ずご相談ください。）</p> <p>※計画の承認は支援策を保証するものではありません。</p>
問 い 合 せ 先	<p>岡山県信用保証協会（岡山(本所)） TEL (086) 243-1122 "（倉敷支所） TEL (086) 425-3103 "（津山支所） TEL (0868) 22-7276</p>

その他の優遇措置

(13) 研究開発型中小企業に対する特許関係料金の減免制度

<p>経営革新計画における技術に関する研究開発について、特許関係料金が半額に軽減されます。</p>	
対象者	<p>承認経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業の成果について、特許出願を行う中小企業者（経営革新計画開始から計画終了後2年以内の出願が対象）</p>
支援内容	<p>次の特許関係料金について半額軽減</p> <p>(1) 審査請求料 (2) 特許料（第1年～10年分）</p> <p>軽減申請の流れ</p> <p>(1) 中国経済産業局に対し、「審査請求料（又は特許料）軽減申請書」及び「添付書類（経営革新計画承認通知書等）」を提出します。 (2) 中国経済産業局で審査後に承認されると「確認書」が交付されます。 (3) 交付された「確認書」の確認書番号を記載し、「出願審査請求書」又は「特許料納付書」を特許庁に提出します。</p> <p>※なお、既に経営革新計画の承認を受けている中小企業者においても、今後、審査請求又は特許登録を行う場合にも対象となります。ただし、既に納付している料金についての還付はありません。</p>
問い合わせ先	<p>中国経済産業局 特許室 TEL (082) 224-5625 特許庁 総務部 総務課 TEL (03) 3581-1101</p>

5 経営革新計画の申請・承認手続き

(1) 経営革新計画の申請要件

経営革新計画を申請するためには、以下の要件を満たすことが必要です。

- ・直近1年間以上の営業実績があり、この期間の決算をしている（税務署に申告済）こと。
- ・岡山県内に本社登記をしていること。（個人事業主の場合は、岡山県内に住民登録していること。）

(2) 経営革新計画に関する相談等



61～62ページをご覧ください。

対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援措置の内容等について、まずは（公財）岡山県産業振興財団にご相談ください。（案件により国が窓口になることもあります。）

申請書の計画内容については、商工関係団体などの支援機関担当者と協議を重ねながらブラッシュアップを行います。

(3) 必要書類の作成、準備



40ページ以降をご覧ください。

相談後、経営革新計画を策定の上、申請様式に従って必要書類を作成してください。

様式は、県と（公財）岡山県産業振興財団のホームページからダウンロードが可能です。

【提出資料（法人）】	
◆申請書	様式第1、別表1～7
◆添付資料	①最近2期分の決算報告書及び確定申告書の写し（必要に応じて3期分） ②定款の写し（最終頁の余白に「原本のとおり相違ありません」と、日付・代表者職・氏名を記入し、代表印を押印） ③登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し（発行日から6ヶ月以内のもの）
◆参考資料	①会社概要 ②経営革新計画補足資料 （支援機関（専門家含む。）が計画作成に関与する場合に提出） ※県と（公財）岡山県産業振興財団のホームページからダウンロードが可能 ③売上・原価・経費等の根拠資料（別表3の積算資料） ④試算表（直近期末決算期から申請時点が6ヶ月以上経過する場合） ⑤計画期間中に導入する設備のパンフレットや見積書 ⑥その他、必要に応じて計画の実現可能性を判断するための資料（資金繰り表、受注工事明細表、許認可証の写し等）
【提出資料（個人）】	
◆申請書	様式第1、別表1～7
◆添付資料	①最近2期分の決算報告書及び確定申告書の写し（必要に応じて3期分） ②住民票の写し（発行日から6ヶ月以内のもの）
◆参考資料	①会社概要 ②経営革新計画補足資料 （支援機関（専門家含む。）が計画作成に関与する場合に提出） ※県と（公財）岡山県産業振興財団のホームページからダウンロードが可能 ③売上・原価・経費等の根拠資料（別表3の積算資料） ④試算表（直近期末決算期から申請時点が6ヶ月以上経過する場合） ⑤計画期間中に導入する設備のパンフレットや見積書 ⑥その他、必要に応じて計画の実現可能性を判断するための資料（資金繰り表、受注工事明細表、許認可証の写し等）

(4) 申請書の提出

申請窓口は、(公財) 岡山県産業振興財団 中小企業支援課 です。
 なお、申請先は以下のとおりです。

① 個別中小企業者が（単独又は共同で）行う申請の場合

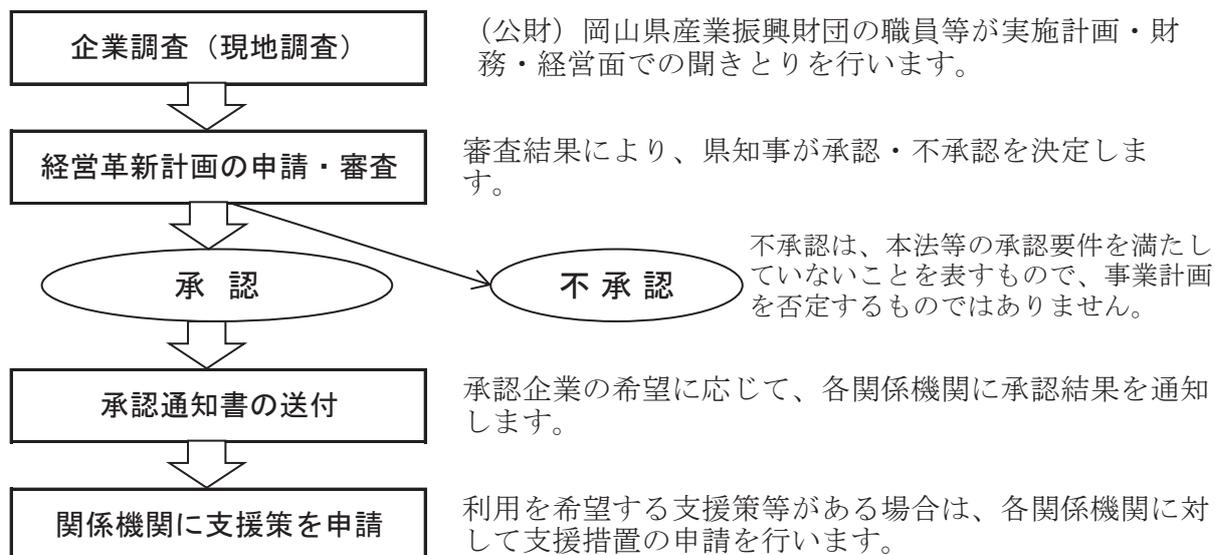
申請者	本社所在地	事業場所	申請先（分類）
1 社単独	岡山県	岡山県内又は県外	岡山県 (県承認案件)
複数社共同 (代表 1 社)	岡山県 (代表会社の本店が 岡山県に存在)	岡山県内又は県外	岡山県 (県承認案件)
複数社共同の場合 (代表 3 社)	岡山県 (代表会社の本店が全て 岡山県に存在)	岡山県内又は県外	岡山県 (県承認案件)
a 社 (代表) b 社 (代表) c 社 (代表) d 社 e 社	岡山県又はそれ以外 (代表 4 社の中に県外 本店が存在する場合)	岡山県内又は県外	中国経済産業局(国承認案件) 代表 a, b, c 社の本店が同の地方 局管内 本省 (国承認案件) 代表 a, b, c 社の本店が同一の地 方局管内を超える場合

② 組合等による申請の場合

申請者	事務所（本部）	事業場所	申請先（分類）
1 組合等 単 独	岡山県	岡山県内	岡山県 (県承認案件)
		岡山県及びその他の県 (活動領域が同一の地方局 管内の場合)	岡山県を管轄区域に含む地方 支分部局 (国承認案件)
		全国	経済産業省 (国承認案件)
複数組合等 その他共同の場合 (代表 1 名) a 組合等 (代表) b 組合等、 c 社、d 社	岡山県 (代表 a 組合等の 事務所 (本部) が岡山県に存在)	代表 a 組合等が岡山県内で活動	岡山県 (県承認案件)
		代表 a 組合等が岡山県及び 他県で活動 (活動領域が同 一の地方局管内)	中国経済産業局 (国承認案件)
		代表 a 組合等が岡山県及び 他県で活動 (活動領域が同 一の地方局管内を越える)	経済産業省 (国承認案件)

(5) 計画の審査・承認

申請書の受付から承認までの標準処理期間は40日ですが、内容によっては多少前後する場合があります。



(6) フォローアップ調査等

計画が承認された後、適宜承認された計画に対して、計画策定時に担当した支援機関を通じて、進捗状況に関する調査（フォローアップ調査）等を行います。計画が承認された中小企業者及び組合等においては、本調査にご協力をお願いします。

なお、本調査は、国や県が支援策を検討する上で重要な参考資料となります。

(7) 経営革新計画の変更等

① 変更承認申請

承認された経営革新計画を実施する上で、次のような変更が生じた場合には、「承認経営革新計画の変更に係る承認申請」（様式第2及び別表1～7）が必要となります。

（承認経営革新計画の遂行時に派生したもので、次のいずれかの要件に該当する場合）

- ・ 計画期間を変更する場合
- ・ 実施計画が変更になる場合
- ・ 経営革新を実施するために必要な資金の額や設備内容が変更になる場合

ただし、同一年度内における実施時期の変更、設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種又は台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更、実際の資金調達先が計画に記載してある資金調達先と異なる場合など、計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更の承認申請を要しません。

なお、承認経営革新計画を変更した場合における事業の計画期間は、当初の承認経営革新計画を実施した時期を含めて5年以内です。

② 変更届

次のような変更が生じた場合には、「承認経営革新計画の変更に係る届出書」（様式第3）の提出が必要となります。

- ・ 申請者の住所、名称、代表者、電話番号等が変更になる場合
- ・ 申請者の業務形態が変更になる場合
- ・ 上記以外で県が必要と認める変更がある場合

6 経営革新計画の作成のポイント

記入上の注意

申請者は次の要領に従って、経営革新計画の必要事項を記入してください。

●申請書（様式第1）

- (1) 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- (2) 共同で実施する場合は、申請者名は当該計画の代表者名を記入してください。代表者以外の参加企業については、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記入した個別参加企業リストを提出してください。

●別表1（経営革新計画）

(1) 「企業概要」欄

→業種は日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる小分類を記入してください。

※作成時には日本標準産業分類の最新版をご確認ください。

(2) 「実施体制」欄

→経営革新計画を大学、公設試験研究機関又は他の企業などと連携して行う場合に、その連携先と連携内容について記入してください。

なお、社内の実施体制等については記入不要です。

(3) 「新事業活動の類型」欄

→該当するものに○印を付けてください。（複数可）

(4) 「経営革新の目標」欄

→経営革新のテーマ及び計画のポイントをわかりやすく記入してください。

(5) 「経営革新の内容及び既存事業との相違点」欄

→経営革新計画の内容、実施時期、既存事業との相違点を記入してください。経営革新の内容については、③の類型に則して、新たな取組内容を具体的に記述してください。

経営革新計画の内容、実施時期は別表2及び別表2-1にも記述することになりますので、食い違いのないようご注意ください。

(6) 「経営の向上の程度を示す指標」の「現状（千円）」欄

→別表3で算出した直近期末の付加価値額、一人当たりの付加価値額及び経常利益をそれぞれ記入してください。

- ・付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- ・一人当たりの付加価値額＝付加価値額÷従業員数
- ・経常利益＝営業利益－営業外費用

(7) 「計画終了時の目標伸び率（％）（計画期間）」欄

→計画期間は、企業の事業年度と一致する期間としてください。

→目標伸び率は、小数点以下第1位まで記入してください（小数点以下第2位を四捨五入）。

※算出方法は5ページを参考にしてください。

●別表2（実施計画と実績）

別表1の経営革新の目標を達成するための実施計画について、計画期間全般にわたって実施項目を設定し、記入してください。

（1）「番号」欄

→1、1-1、1-2、2、2-1というように、実施項目を関連付けて記入してください。

（2）「評価基準」欄

→定量化できるものは定量化した基準を設定することとしますが、定性的な基準でも可とします。

（3）「評価頻度」欄

→自社で計画の進捗状況の評価する頻度又は時期を、毎日、毎週、隔週、毎月、半年1年後などと記入してください。

（4）「実施時期」欄

→実施項目を開始する時期を、四半期単位で記入してください。1-1は1年目の第1四半期に開始、3-4は3年目の第4四半期に開始することを示します。

（5）「実績」欄

→申請段階では記入する必要はありません。経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握するためのものであり、計画の進捗状況に応じて次のとおり記入してください。
フォローアップ調査の際に各項目についてうかがいます。

項目	評	価
実施状況	◎：計画どおり実行できた。 △：実行したが不十分だった。	○：ほぼ計画どおり実行できた。 ×：ほとんど実行できなかった。
効果	◎：効果が十分上がった。 △：少し効果があった。	○：ほぼ予定の効果が得られた。 ×：ほとんど効果がなかった。
対策	追加対策を実施することとした場合は、追加した実施項目を記入すること。	

●別表2-1（実施項目の具体的内容）

別表2の実施項目に沿って、より具体的な計画内容を記述してください。（別表2の番号と一致するように記入してください。）

●別表3（経営計画及び資金計画）

直近3年間の決算書をもとに、千円未満は四捨五入し記入してください。

また、資金調達額については計画期間中のみ記入してください。経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している場合には、併せて別表4に記入してください。

（1）経常利益＝営業利益－営業外費用

→資金調達に係る財務活動に係る費用（営業外費用）を含みますが、本業との関連性の低いもの（営業外収益）は含みません。

※経営革新計画では、「経常利益」の算出方法が通常の会計原則とは異なります。

(2) 人件費

→人件費は次の項目のすべてを含んだ総額としてください。ただし、これらの算出ができない場合は、平均給与に従業員数を掛けることにより算出してください。

A：売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む。）

B：一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れなど

C：派遣労働者や短時間労働者の給与を外注費で処理した場合は当該費用

※利益処分の結果の役員賞与、役員退職積立金は含めません。

(3) 従業員数

→付加価値額の定義と整合性のとれる人数としてください。

例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、従業員数としてカウントする必要があります。（その際には、勤務時間によって人数を調整する必要があります。）

(4) 設備投資額

→「新規事業分」は、別表4の設備投資計画の年度ごとの合計額と一致する必要があります。ただし、支払計画が複数年度にまたがる場合には、総額で一致する必要があります。

(5) 運転資金

→「新規事業分」は、別表4の運転資金計画の年度ごとの合計額と一致する必要があります。

各業種や各企業等により、様々な算出方法が存在しますが、企業ごとに一貫性のある統一した算出方法によるものとしてください。

算出方法について、参考として例示すれば、下記のAが一般的です。ただし、Aが作成できない場合においては、下記のBによる簡便式が考えられます。

A：運転資金＝増加売上債権＋増加棚卸資産－増加仕入債務

B：経営革新計画に係る下記資金

①流動資産（現金預金を除く）－流動負債

②人件費：月間人件費×売上回収までの月数

③仕入資金：月間仕入予定額×仕入から資金回収までの月数

④在庫資金：材料、製品原価、仕入商品等の必要在庫×回転日数

(6) 減価償却費

→次の各項目のすべてを含んだ総額としてください。ただし、各費用項目について把握できない場合は、当該項目は省いてください。

A：「製造原価報告書」と「販管費及び一般管理費」に計上されている減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）の合計額

B：リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

※リース・レンタル費用は普通償却費に計上してください。

(7) 資金調達額

→実現が見込まれるものであって、設備投資額と運転資金の合計と一致する必要があります。

●別表4（設備投資計画・運転資金計画）

(1) 別表3の設備投資額と運転資金について、「設備投資計画」欄と「運転資金計画」欄にそれぞれの明細を記入してください。

(2) 経営革新に関する事業を行うために導入する機械・装置等を、適正な価格で記入してください。機械装置だけでなく、器具備品、土地、建物、構築物等についても記入してください。

- (3) 導入年度（稼働年度）を企業の事業年度で記入してください。
- (4) 経営革新に関する事業を行うための運転資金については、その内訳を具体的に記入してください。

●別表5（組合等の賦課の基準）

組合等が経営革新における試験研究のための費用に充てるため、その構成員に対し負担金を賦課しようとする場合にあつては、その賦課の基準を記入してください。また、賦課の基準については、生産数量（金額）、従業員数、出資金等を具体的に記入してください。

●別表6（関係機関への連絡希望） →記入例参照（31ページ）

●別表7（経営革新事例集の作成のお願い） →記入例参照（32ページ）

●その他

用紙の大きさは、日本工業規格A4です。

計画実施主体ごとの申請書の書き方

事業実施主体の形態別に、申請書の書き方は次のとおりとなっています。

（1）単独の中小企業者が申請する場合

様式第1、別表1～4及び別表6～7に記入してください。（別表5は作成の必要はありません。）

（2）複数の中小企業者が共同で申請する場合

まず、代表会社（3社以内）を決定した上で、

- ①様式第1には、代表会社の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。なお、代表会社が複数ある場合は、連名にて申請書を提出してください。
- ②別表1、2、2-1、6、7については、共同申請者分を取りまとめ、代表会社が記入してください。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、共同申請者全体の指標を計算の上、別表1に記入してください。
- ③別表3、4については、個別企業ごとに記入してください。（別表5は作成の必要はありません。）
- ④企業名・所在地・代表者名・連絡先を記載した個別参加企業リストを別途作成し、提出してください。

（3）単一の組合で申請する場合

- ①様式第1には、組合の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。
- ②別表1、2、2-1、5、6、7については、参加する組合の構成員等の分を取りまとめ、代表者が記入してください。
別表1の「経営の向上の程度を示す指標」欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記入してください。
- ③別表、3、4については、参加する組合の構成員等ごとに記入してください。

- ④企業名・所在地・代表者名・連絡先を記載した個別参加企業リストを別途作成し、提出してください。

(4) 複数の組合が共同で申請する場合

まず、代表となる組合（3組合以内）を決定した上で、

- ①様式第1には、代表組合の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。代表組合が複数ある場合は、連名にて申請書を記入してください。
- ②別表1、2、2-1、5、6、7については、参加する組合の構成員等の分を取りまとめ、代表者が記入してください。
別表1の「経営の向上の程度を示す指標」欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記入してください。
- ③別表3、4については、参加する組合の構成員等ごとに記入してください。
- ④企業名・所在地・代表者名・連絡先を記載した個別参加企業リストを別途作成し、提出してください。

7 承認申請書の記入例

(様式第1)

記入例
【3年計画の場合】

経営革新計画に係る承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

代表者印
(個人事業者は実印)

〒 700 - 8570

住 所 岡山市北区内山下2-4-6

名 称 株式会社 ○○○○

代表者の氏名 代表取締役 ○○○○

役職名も記載
(謄本に合わせる)

電 話 086-226-7354

F A X 086-224-2165

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

個人事業主の場合は創業年月日を記入

(別表1)

申請者名 株式会社〇〇〇〇	企業概要 資本：50,000千円 従業員数(役員等のぞく)：15人 設立年月日：昭和〇〇年△月△日 業種(日本標準産業分類の小分類)：印刷業 担当者職氏名：総務部長 □□□□	
職名の記載を忘れずに	定款の事業内容と一致しているか	
実施体制：現在は特になし。将来協力していただける大学や企業があれば、連携を図りたい。		外部機関と連携する場合のみ記入
新事業活動の種類	経営革新の目標	
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 ① 新商品の開発又は生産 ② 新役務の開発又は提供 ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動 既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象となりません	経営革新計画のテーマ： ※新規取組の必要性、特徴、期待される効果、及び経営上の目標など <本欄記入の留意事項> ① 新たな取組が必要とされる理由(業界動向や自社の経営課題等) ② 新たな取組の内容及び特徴 ③ 新たな取組により期待される効果 ④ 経営上の目標 …を盛り込み、簡潔にまとめること。	
経営革新の内容<本欄記入の留意事項> “新事業活動”とは；「その企業にとっての新たな事業活動」を基本とし、商圏内で売上や利益をあげることができるかという視点から、同業他社との差別化が図られている事業内容(その企業オリジナルの技術・手法を取り入れたもの)であることが望ましい。 具体的には、 ① 類似品(サービス)と比べてどんな点で優位なのか。(品質・機能・単価・経費・スピード・納期…といった側面で、自社の強みやアイデアをどのように発揮するのか。) ② (別表4)に記載した設備等の導入が、当計画の実現性に大きく影響する場合はその必要性 ③ ターゲットとする市場の将来性(新商品等の需要の拡大が見込まれる根拠) ④ 新商品等の引き合い状況・販路(既存ルートを活用、新規ルートの開拓、活用する各種ツール等) ⑤ 社会的貢献度(地域資源など岡山ブランドの普及、環境問題等社会的課題の解決など)		
既存事業との相違点<本欄記入の留意事項> 相違点のほか、既存事業との関連(既存技術やノウハウの活用、新規事業の及ぼすシナジー効果、遊休資産の有効活用等を含む。)等を記入すること。		
※計画の内容に沿って、(別表2)に実施時期を記入しますので、食い違わないようご注意ください。		
伸び率の算出方法 ※小数点以下第2位を四捨五入 A：直近期末値 B：終了年度末値 $\text{伸び率}(\%) = (B - A) \div A \times 100$		計画期間は企業の事業年度と一致
経営の向上の程度を示す指標	現状(千円)	計画終了時の目標伸び率(%) (計画期間)
1 付加価値額	623,824	26.6 (26年4月～29年3月(3年計画))
2 一人当たりの付加価値額	5,425	18.4
3 経常利益	63,065	169.6

テーマは計画内容の集大成となるよう分かりやすく!

Point!

定量化できるものは定量化した基準を設定する方がよいが、定性的な基準でも可

自社の計画の進捗状況を評価する頻度や時期を記入する(例: 毎日・毎週・

実施計画と実績 (実績欄は申請書等では記入する必要はない)

番号	計 画			実 績			
	実 施 項 目	評価基準	評価頻度	実施時期	実施状況	効果	対策
1	安全で効率的な生産方式の開発						
1-1	〇〇部分の安全な△△方法の開発	製造原価	1年	1-3			
1-2	効率的な□□装置の開発	製造原価	1年	2			
2	〇〇商品の新規開拓営業体制の確立						
2-1	マネージャーと営業担当の6名を増員し、営業専任体制を確立			2			
2-2	〇〇商品を切り口に新規開拓した顧客に対する印刷物の提供及び営業活動	新規顧客の売上	毎月	2-4			
3	次期バージョンの新〇〇商品の開発						
3-1	□□装置の開発	製造原価	1年	3-2			
3-2	□□装置を利用した〇〇商品の新規開拓営業体制の確立	〇〇商品の売上	毎週	3-3			

実施項目の開始時期を四半期単位で記入
【例】2年目の第4四半期に開始→2-4

番号は実施項目と関連付けて記入し、別紙2-1とも合わせる

実施項目の具体的内容

(別表 2 の実施項目の具体的内容を記入すること。)

1 安全で効率的な生産方式の開発

生産ラインのどの部分をどのように利用するかなど、実行内容を具体的に記入

(1) ○○部分の安全な△△方法の開発

- ・ ○○部分における問題点を担当者グループで洗い出し(担当スタッフグループにおける検討)
- ・ 担当スタッフグループの意見を社内安全委員会で調整、検討
- ・ 開発部門において、安全な△△方法の開発に取り組む
- ・ 開発手法の実施検分を行い、安全委員会で問題点等をさらに見直す
- ・
- ・

(2) 効率的な□□装置の開発

- ・
- ・
- ・

現在の営業体制と新しい営業体制の違いなどを記入

2 ○○商品の新規開拓営業体制の確立

(1) マネージャーと営業担当の 6 名を増員し、営業専任体制を確立

- ・ 部課体制の見直しにより、マネージャーをリーダーとしたチーム単位での営業体制に移行
- ・ 計画 2 年目に 6 名の営業職を採用(新卒 3 名、ベテラン 3 名)
- ・ 営業範囲を、市内から県内一円に広げ、チーム毎の拠点を定めた営業体制を確立

(2) ○○商品を切り口に新規開拓した顧客に対する印刷物の提供及び営業活動

- ・
- ・
- ・

3 次期バージョンの新○○商品の開発

(1) □□装置の開発

- ・
- ・
- ・

□□装置の具体的内容と従来の営業体制と新規営業体制等

(2) □□装置を利用した○○商品の新規開拓営業体制の確立

- ・
- ・
- ・

ポイント

経営課題の弱みを克服し、自社の強みを活かした実現可能な内容となっているか

(※ 1 ページに書ききれない場合は、複数の用紙に記入すること。)

全体

参加 別表3は全体（既存+新規）、既存事業、新規事業の3種を作成する

(別表3)

経営計画及び資金計画 ※内訳として既存事業分と新規事業分を別表で添付する (単位 千円)

	2年前 24年3月期	1年前 25年3月期	直近期末 26年3月期	1年後 27年3月期	2年後 28年3月期	3年後 29年3月期	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)
①売上高	2,444,210	2,570,009	2,412,047	2,500,000	3,000,000	3,350,000		
②売上原価	1,903,218	1,924,208	1,837,606	1,940,000	2,250,000	2,500,000		
③売上総利益 (①-②)	540,992	645,801	574,441	560,000	750,000	850,000		
④販売費及び一般管理費	515,141	518,730	504,371	505,000	600,000	650,000		
⑤営業利益 (③-④)	29,851	127,071	70,070	55,000	150,000	200,000		
⑥営業外費用	2,586	12,706	7,005	5,500	15,000	30,000		
⑦経常利益 (⑤-⑥)	23,265	114,365	63,065	49,500	135,000	170,000		
⑧人件費	550,600	533,506	504,870	506,000	521,000	521,000		
⑨設備投資額	38,743	26,202	3,452	185,000	0	20,000		
⑩運転資金				21,600	36,600	37,200		
⑪減価償却費	60,904	58,497	48,884	75,000	69,000	69,000		
普通償却額	60,904	58,497	48,884	75,000	69,000	69,000		
特別償却額								
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	637,355	719,074	623,824	636,000	740,000	790,000		
⑬従業員数	123	115	115	118	123	123		
うち退職者数				0	1	1		
うち新たに 入れる従業員数				3	6	1		
⑭一人当たりの付加 価値額 (⑫÷⑬)	5,182	6,253	5,425	5,390	6,016	6,423		
⑮資金調達額 (⑨+⑩)				17,000	0	30,000		
政府系金融機関 借入				17,000	0	30,000		
民間金融機関借 入				25,000	21,600	20,000		
自己資金				11,600	15,000			
その他				0	0			
合計				206,600	36,600	57,200		

計画資金調達の借入金利を考慮

常時雇用する従業員数であり役員も含める短時間労働者等を雇用している場合は従業員数に含め、就業時間による調整をするなど、整合性を図ること

資金調達額(合計)は、(⑨+⑩)と一致

(各種指標の算出式)

「経常利益」：営業利益－営業外費用（支払利息、新株発行費等）

「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費

「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数

「営業利益」：売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。

減価償却費にリース費用を算入しましたか。

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。

はい・いいえのどちらかを口で囲む

- (はい ・ いいえ)
- (はい ・ いいえ)
- (はい ・ いいえ)

単位は「円」

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

(単位:円)

	機械装置名称（導入年度）	単 価	数 量	合 計 金 額
1	高速印刷機 (平成27年3月期)	160,000,000	1	160,000,000
2	〇〇商品用天糊機 (平成27年3月期)	15,000,000	1	15,000,000
3	〇〇商品用裁断機 (平成27年3月期)	10,000,000	1	10,000,000
4	〇〇商品専用自動裁断機 (平成27年3月期)	20,000,000	1	20,000,000
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合 計				205,000,000

経営革新計画を実施するために必要な設備であり、資産計上できる設備のみを適正価格で記入

- ・別表3の設備投資額の内訳について、〇〇一式などの記載ではなく、できるだけ具体的に記入すること
- ・機械装置については、メーカー、商品名、型番等を記入し、見積書も添付すること

別表3（新規事業分）と合わせる

単位は「円」

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

(単位:円)

年 度	金 額	内 訳
平成 27年 3月期	21,600,000	設備保守料300千円×12月=3,600千円 商品仕入れや人件費に係る諸経費1,500千円×12月=18,000千円
平成 28年 3月期	36,600,000	設備保守料300千円×12月=3,600千円 商品仕入れや人件費に係る諸経費 2,750千円×12月=33,000千円
平成 29年 3月期	37,200,000	設備保守料350千円×12月=4,200千円 商品仕入れや人件費に係る諸経費2,750千円×12月=33,000千円
平成 年 月期		
平成 年 月期		
合 計	95,400,000	

別表3（新規事業分）と合わせる

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるため、その構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位：円)

試験研究の名称	年 度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の付加金額 及びその積算根拠
	年度			

別表5は該当する場合のみ記入(組合以外の方は作成不要)

関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合において、下記関係機関への承認書類の送付希望の有無を記入してください。

送付を希望する機関には「有」
送付を希望しない機関には「無」を記入

承認書類の送付を希望する機関名	送付希望の有・無
大阪中小企業投資育成株式会社 (中小企業投資育成株式会社法の特例)	無
岡山県信用保証協会 (中小企業信用保険法の特例、海外投資関係保険、経営革新資金)	無
公益財団法人岡山県産業振興財団 (小規模企業者等設備導入資金貸付、設備貸与制度の特別金利)	無
株式会社日本政策金融公庫 (新事業活動促進資金、スタントバイクレジット制度)	
中小企業事業 (岡山支店)	無
国民生活事業 (岡山支店)	有
独立行政法人日本貿易保険 (貿易保険法の特例)	無

国民生活事業に送付を希望する場合は、支店名を記入

*なお、この様式は、それぞれの支援施策を保証するものではありません。

中小企業経営革新事例集の作成に関するお願い

岡山県では「経営革新計画」が承認された場合、**企業名・事業テーマ**（経営革新計画のテーマ）・**承認年月**を事例集及びホームページ等により公表します。

なお、経営革新計画の概要など次の項目について、「公表する」「公表しない」どちらかをお選びください。公表する場合は、補足資料（17. ホームページ掲載内容）の記入をお願いします。

公表する

・

公表しない

- ・ 経営革新計画の概要（補足資料17の内容）
- ・ 経営革新データ（承認年月・計画期間・新事業活動の種類）
- ・ 企業概要（企業名・所在地・連絡先・代表者名・設立・資本金・従業員数・ホームページ）

ホームページ・メールアドレスをお持ちの場合は、記入してください。

◆ホームページ URL http://www.pref.okayama.jp

◆メールアドレス keiei@pref.okayama.lg.jp

(様式第2)

承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

〒 700 - 8570

住 所 岡山市北区内山下2-4-6

名 称 株式会社 〇〇〇〇

代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

電 話 086-226-7354

F A X 086-224-2165

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで承認をうけた経営革新計画について次のとおり変更したいので、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更事項

- ・ 計画期間の延長
- ・ 実施計画の変更

2 変更事項の内容

当初計画における■■■の新品の開発において、性能検査の結果、〇〇〇〇が判明したため、新たに〇〇〇〇を実施項目に追加することにした。
その対応のため、計画期間を1年延長するとともに、「実施計画」を変更するものである。

変更事項の具体的内容

変更事項：

- ・計画期間の延長
- ・実施計画の変更

変更事項の内容及び理由：

当初計画における■■■の新商品の開発において、性能検査の結果、〇〇〇〇が判明したため、新たに〇〇〇〇を実施項目に追加することにした。

その対応のため、計画期間を1年延長するとともに、「実施計画」を変更するものである。

変 更 前	変 更 後
<p>①計画期間 平成26年4月～29年3月 (3年計画)</p> <p>②実施計画 別表2の1～3-2まで</p>	<p>①計画期間 平成26年4月～30年3月 (4年計画)</p> <p>②実施計画の変更 実施項目3-3の追加</p> <div data-bbox="820 927 1385 1070" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>計画を変更した後の計画の実施期間は、当初の承認経営革新計画を実施した時期を含めて5年以内</p> </div>

※別表1～7…新規申請に準ずる。

変更事由の有無に関わらず、別表1～7を添付すること

(様式第3)

承認経営革新計画の変更に係る届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

〒 700 - 8570

住 所 岡山市北区内山下2-4-6

名 称 株式会社 〇〇〇〇

代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

電 話 086-226-7354

F A X 086-224-2165

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで承認を受けた経営革新計画について次のとおり変更したので、届け出ます。

記

1 変更事項 本社所在地、電話番号及びFAX番号

2 変更事項の内容

変 更 前	変 更 後
住所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	住所 〒701-1221 岡山市北区芳賀5301
電話 086-226-7354 FAX 086-224-2165	電話 086-286-9626 FAX 086-286-9627

「変更事項の内容」については、変更前と変更後を対比して記入

(添付書類) 変更の事実を証する登記簿謄本等の写し

8 よくある質問 (Q&A)

【申請対象】

問1 申請の対象とならない企業はありますか。

答 次の企業については申請の対象となりません。

- ①法第2条の中小企業者等に該当しない企業
(例) 医療法人、特別医療法人、学校法人、特定非営利活動法人 など
- ②法人格を持たない LLP (有限責任事業組合)
- ③営利を目的としない企業
- ④これから創業をする者
既存の事業から新たな取組を行い、経営の向上を図る中小企業者等を支援する制度であるため、対象となりません。(創業者向けの支援策を活用してください。)
- ⑤射幸心をそそるおそれがある業種、公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある業種等、公的な支援を行うことが適当でない認められる業種に該当する企業

問2 直近期末期の経常利益が赤字の企業や債務超過の企業も申請できますか。

答 直近期末の経常利益が赤字である企業については、計画終了年度の経常利益が黒字となる実現可能な計画の作成が可能であれば、申請できます。また、個人事業にあつては、計画終了年度の経常利益が290万円以上となる計画であることが必要です。(※ここでいう経常利益は、申請書の別表3に記入する額のことです。)

なお、債務超過企業の場合は、計画作成支援機関担当者の意見を記載した推薦理由書が必要です。

問3 最近3期間の確定申告書及び決算書の写しが提出できない企業も申請できますか。

答 最近1年間の事業内容の概要を記載した書類及び計画作成支援機関担当者の意見を記載した推薦理由書の提出が可能であれば、申請できます。

問4 農作物を生産することを新たな事業とする場合に、経営革新計画の対象となりますか。

答 単に「農作物を生産する」というだけでは、新事業活動とはいえないので対象にはなりません。

その地域において新種の生産に取り組んだり、生産に当たって新たな栽培方式を導入したりする場合は新事業活動に該当するため、経営革新計画の対象になります。

問5 FC(フランチャイズ)による新事業展開は、経営革新計画の対象となりますか。

答 FCによる新事業展開のみでは相当程度の革新性が認められないことから、対象にはなりません。経営革新計画はあくまでその企業のアイデアで成長することが目的であり、FCのマニュアルどおりの事業内容では経営革新とはいえません。

ただし、そのFC事業において、運営手法や技術に申請企業独自の特殊なものがあるなど革新性が認められる場合には対象となります。

問6 卸売・小売業における取扱商品等の変更（追加）や新規店舗の開設、製造業における生産設備の増設・更新は、経営革新計画の対象となりますか。

答 既存事業の事業展開に過ぎず、革新性がないことから経営革新計画の対象にはなりません。
ただし、その企業独自の新たなサービスや生産方法があるなど革新性が認められる場合には対象となります。

問7 倉庫の新設（集約）による在庫管理の効率化などの事業の整理・統廃合（経営改善）は、経営革新計画の対象となりますか。

答 倉庫の新設自体では売上・利益に貢献しないため、経営革新計画の対象にはなりません。
ただし、倉庫の役割や機能にその業界・地域における革新性が認められ、かつ、売上や利益の向上が見込まれる場合には対象となります。

問8 大企業の子会社も申請の対象となりますか。

答 大企業の子会社（株式又は出資額の過半を大企業に有されているもの）であっても、法第2条の中小企業者に該当すれば申請の対象となります。
ただし、出資割合によっては、承認されても支援策の対象外となる場合もあるので、各実施機関に確認してください。

問9 承認経営革新計画を実施中の企業が、別の新たな事業で再度申請することは可能ですか。

答 当該企業の既存事業及び承認経営革新計画とは別の事業であれば、申請が可能です。
しかし、承認経営革新計画の遂行時に派生した事業については、変更申請で対応することとなります。（期間延長しても、計画期間は最大5年）
なお、支援について、信用保証の別枠が更に2倍、低利融資の上限が更に2倍となるようなことはありません。

問10 県で承認を受けた企業がグループ編成し、国で承認を受けることは可能ですか。

答 経営革新計画の内容が同様である場合は、複数の行政庁から承認を受けることはできません。
なお、既に県から承認を受けている企業であっても、内容が異なった計画であれば当該計画の実施者が県域をまたがる場合、国（地方経済産業局を含む。）への申請は可能です。

問11 新連携の認定と経営革新の承認は同時に受けることができますか。

答 受けることは可能です。
ただし、施策の違い（新連携は異分野で2社以上の中小企業が必要等）や、事業の新規性の審査（新連携は新規性・市場性の高い取組を認定）、専門家による評価（新連携はスキーム上、認定する前に専門家の助言を受け、外部委員からの評価を得なければならない。）などから、同時に認定・承認されることは想定されがたいと思われます。
また、両制度に重なる支援策（融資、税制等）については二重に適用することはできません。

【申請先について】

問12 現在の本社所在地（実際の営業活動拠点）と登記上の本社（自宅等）が異なる場合の申請先はどこですか。

答 登記されている本社所在地の都道府県となります。

問13 本社の所在地は岡山県ですが、経営革新事業の中心は県外の支店（工場）で行う場合に、県外で申請することは可能ですか。

答 申請は、本社所在地の岡山県となります。

【申請書作成について】

問14 複数社で計画を立てる場合、決算時期が違う場合の申請書の作成方法と計画期間の据え方は、どのようにしたらよいのでしょうか。

答 それぞれの企業で別表3を記入し、総括表の作成に関しては、それぞれの企業で作成した別表3の1年後・2年後・・・を単純に合計し、当該合計値から付加価値額の伸び率を算出するため、決算期が別々であっても特段の支障はありません。

また、計画期間は、当該グループにおいて、経営革新事業の開始時期から最大5年間となります。

【承認に関して】

問15 経営革新計画は3～5年計画以外は承認できないのですか。

答 基本方針において、計画期間は3年間～5年間としており、承認できません。

【承認後の手続きについて】

問16 承認を受ければ、金融機関から融資を受けることができますか。

答 承認は、融資等の支援制度を保証するものではなく、承認後、それぞれの支援策実施機関等における審査が別に必要になります。

問17 承認企業が本社を移転した場合、手続きはどのようになるのでしょうか。

答 承認経営革新事業の内容に変更がなく、単に本社の移転だけである場合は、軽微な変更であるため、法第10条第1項に基づく承認経営革新計画の変更申請は必要ありませんが、様式第3「承認経営革新計画の変更に係る届出書」を提出してください。

問18 承認時は中小企業であったが計画期間内に大企業になった場合、承認は取消されるのですか。

答 取消しにはなりません。大企業になる前に受けた支援策については、引き続き利用できますが、大企業となってからは新たに支援策を受けることはできません。

問19 計画終了時に目標を達成できなかった企業には何らかのペナルティがあるのですか。

答 経営の向上に関する数値目標が達成されていないことを理由に、承認の取消し、融資の引上げ等のペナルティはありません。ただし、経営革新計画の実施状況について、虚偽又は報告を怠った場合は、30万円以下の罰金を科すこととしています。（法第42条）

問20 計画が終了した企業は、再度申請することができるのですか。

答 終了した計画と別の事業内容であれば、再申請は可能です。また計画期間中であっても、取り組んでいる計画と別の事業内容であれば、申請は可能です。

問21 岡山県で承認された企業が、県外の政府系金融機関等へ融資等の申込み等はできますか。

答 融資及び保証については、原則的には、承認企業の主たる事務所の登記されている地区を管轄している政府系金融機関又は信用保証協会への申込みとなります。

問22 承認経営革新計画の承認の取消しを受けた場合、既に受けている支援策はどうなりますか。

答 金融及び税制上の助成措置を停止することとなります。

申 請 様 式

県のホームページ（産業労働部経営支援課）
からダウンロードが可能です。

(様式第1)

経営革新計画に係る承認申請書

平成 年 月 日

岡山県知事

殿

〒 ー

住 所

名 称

代表者の氏名

⑩

電 話

F A X

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

実施項目の具体的内容

(別表 2 の実施項目の具体的内容を記入すること。)

(※ 1 ページに書ききれない場合は、複数の用紙に記入すること。)

参加中小企業者名

経営計画及び資金計画 ※内訳として既存事業分と新規事業分を別葉で添付する (単位 千円)

	2年前 年 月期	1年前 年 月期	直近期末 年 月期	1年後 年 月期	2年後 年 月期	3年後 年 月期	4年後 年 月期	5年後 年 月期
①売上高								
②売上原価								
③売上総利益 (①-②)								
④販売費及び一般管理費								
⑤営業利益 (③-④)								
⑥営業外費用								
⑦経常利益 (⑤-⑥)								
⑧人件費								
⑨設備投資額								
⑩運転資金								
⑪減価償却費								
普通償却額								
特別償却額								
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)								
⑬従業員数								
うち退職者数								
うち新たに雇い入れる従業員数								
⑭一人当たりの付加価値額 (⑫÷⑬)								
⑮資金調達額 (⑨+⑩)								
政府系金融機関借入								
民間金融機関借入								
自己資金								
その他								
合計								

(各種指標の算出式)

「経常利益」:営業利益-営業外費用(支払利息、新株発行費等)

「付加価値額」:営業利益+人件費+減価償却費

「一人当たりの付加価値額」:付加価値額÷従業員数

「営業利益」:売上総利益(売上高-売上原価)-販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。(はい ・ いいえ)

減価償却費にリース費用を算入しましたか。(はい ・ いいえ)

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい ・ いいえ)

参加中小企業者名 _____

経営計画及び資金計画

(単位 千円)

	2年前 年 月期	1年前 年 月期	直近期末 年 月期	1年後 年 月期	2年後 年 月期	3年後 年 月期	4年後 年 月期	5年後 年 月期
①売上高								
②売上原価								
③売上総利益 (①-②)								
④販売費及び一般管理費								
⑤営業利益 (③-④)								
⑥営業外費用								
⑦経常利益 (⑤-⑥)								
⑧人件費								
⑨設備投資額								
⑩運転資金								
⑪減価償却費								
普通償却額								
特別償却額								
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)								
⑬従業員数								
うち退職者数								
うち新たに雇入れる従業員数								
⑭一人当たりの付加価値額 (⑫÷⑬)								
⑮資金調達額 (⑨+⑩)								
政府系金融機関借入								
民間金融機関借入								
自己資金								
その他								
合計								

(各種指標の算出式)

「経常利益」:営業利益-営業外費用(支払利息、新株発行費等)

「付加価値額」:営業利益+人件費+減価償却費

「一人当たりの付加価値額」:付加価値額÷従業員数

「営業利益」:売上総利益(売上高-売上原価)-販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。(はい ・ いいえ)

減価償却費にリース費用を算入しましたか。(はい ・ いいえ)

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい ・ いいえ)

参加中小企業者名 _____

経営計画及び資金計画

(単位 千円)

	2年前 年 月期	1年前 年 月期	直近期末 年 月期	1年後 年 月期	2年後 年 月期	3年後 年 月期	4年後 年 月期	5年後 年 月期
①売上高								
②売上原価								
③売上総利益 (①-②)								
④販売費及び一般管理費								
⑤営業利益 (③-④)								
⑥営業外費用								
⑦経常利益 (⑤-⑥)								
⑧人件費								
⑨設備投資額								
⑩運転資金								
⑪減価償却費								
普通償却額								
特別償却額								
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)								
⑬従業員数								
うち退職者数								
うち新たに雇入れる従業員数								
⑭一人当たりの付加価値額 (⑫÷⑬)								
⑮資金調達額 (⑨+⑩)								
政府系金融機関借入								
民間金融機関借入								
自己資金								
その他								
合計								

(各種指標の算出式)

「経常利益」: 営業利益 - 営業外費用 (支払利息、新株発行費等)

「付加価値額」: 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

「一人当たりの付加価値額」: 付加価値額 ÷ 従業員数

「営業利益」: 売上総利益 (売上高 - 売上原価) - 販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。 (はい ・ いいえ)

減価償却費にリース費用を算入しましたか。 (はい ・ いいえ)

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。 (はい ・ いいえ)

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

(単位:円)

	機械装置名称（導入年度）	単 価	数 量	合 計 金 額
1	(平成 年 月期)			
2	(平成 年 月期)			
3	(平成 年 月期)			
4	(平成 年 月期)			
5	(平成 年 月期)			
6	(平成 年 月期)			
7	(平成 年 月期)			
8	(平成 年 月期)			
9	(平成 年 月期)			
10	(平成 年 月期)			
合 計				

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

(単位:円)

年 度	金 額	内 訳
平成 年 月期		
合 計		

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるため、その構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位：円)

試験研究の名称	年 度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の付加金額 及びその積算根拠
	年度			

別表5は該当する場合のみ記入(組合以外の方は作成不要)

関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合において、下記関係機関への承認書類の送付希望の有無を記入してください。

承認書類の送付を希望する機関名	送付希望の有・無
大阪中小企業投資育成株式会社 (中小企業投資育成株式会社法の特例)	
岡山県信用保証協会 (中小企業信用保険法の特例、海外投資関係保険、経営革新資金)	
公益財団法人岡山県産業振興財団 (小規模企業者等設備導入資金貸付、設備貸与制度の特別金利)	
株式会社日本政策金融公庫 (新事業活動促進資金、スタントバイクレジット制度)	
中小企業事業 (岡山支店)	
国民生活事業 (支店)	
独立行政法人日本貿易保険 (貿易保険法の特例)	

*なお、この様式は、それぞれの支援施策を保証するものではありません。

(別表7)

中小企業経営革新事例集の作成に関するお願い

岡山県では「経営革新計画」が承認された場合、**企業名・事業テーマ**（経営革新計画のテーマ）・**承認年月**を事例集及びホームページ等により公表します。

なお、経営革新計画の概要など次の項目について、「公表する」「公表しない」どちらかをお選びください。公表する場合は、補足資料（17. ホームページ掲載内容）の記入をお願いします。

公表する ・ 公表しない

- | | | |
|---|--|---|
| { | <ul style="list-style-type: none">・ 経営革新計画の概要（補足資料17の内容）・ 経営革新データ（承認年月・計画期間・新事業活動の種類）・ 企業概要（企業名・所在地・連絡先・代表者名・設立・資本金・従業員数・ホームページ） | } |
|---|--|---|

ホームページ・メールアドレスをお持ちの場合は、記入してください。

◆ホームページ URL

◆メールアドレス

(様式第2)

承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

平成 年 月 日

岡山県知事

殿

〒

住所

名称

代表者の氏名

電話

F A X

平成 年 月 日付けで承認をうけた経営革新計画について次のとおり変更したいので、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更事項

2 変更事項の内容

変更事項の具体的内容

変更事項：	
変更事項の内容及び理由：	
変 更 前	変 更 後

※別表 1 ～ 7 …新規申請に準ずる。

(様式第3)

承認経営革新計画の変更に係る届出書

平成 年 月 日

岡山県知事

殿

〒

住 所

名 称

代表者の氏名

電 話

F A X

平成 年 月 日付けで承認を受けた経営革新計画について次のとおり変更したので、届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更事項の内容

変 更 前	変 更 後

(添付書類) 変更の事実を証する登記簿謄本等の写し

1. 計画作成支援機関名等

支援機関名 _____
 担当者名 _____
 専門家の関与の有無 有 ・ 無
 関与専門家の職 _____
 " 氏名 _____

2. 企業名 (商号) _____ フリガナ _____
 代表者氏名 _____ フリガナ _____
 代表者生年月日 M・T・S・H ____ 年 ____ 月 ____ 日
 業種 (日本標準産業分類の小分類) _____
 小分類番号 (3ケタ) _____

3. 本店所在地

〒 _____

TEL : _____ FAX : _____

工場・事務所等所在地 (上記以外にある場合)

〒 _____

複数ある場合は行数を増やして記入 (別紙でも可)

TEL : _____ FAX : _____

4. 創業年月日 M・T・S・H ____ 年 ____ 月 ____ 日
 設立年月日 M・T・S・H ____ 年 ____ 月 ____ 日

5. 役職員数 (直近期末) 役員数 (常勤) _____ 人 ①
 正社員 _____ 人 ②
 パート (常用) _____ 人 ③
 パート (常用以外) _____ 人 ④ 合計 _____ 人

※ 申請書別表1の従業員数=②+③

※ 申請書別表3の従業員数=①+②+③+④ (③、④は勤務時間による人数調整が必要)

6. 売上状況 (直近期末)

取扱品等	金額 (千円)
計	

申請書別表3の直近期末売上高と一致

7. 取引先

主販売先	依存度	所在地
計	100%	

8. 資産状況

面積を記入

区分		自社所有	賃借
土地 (m ²)	宅地		
	その他		
建物 (m ²)	工場・店舗等		
	その他		

9. 主取引金融機関

複数ある場合は行数を増やして記入

10. 必要支援策等（申請書別表6の（ ）の支援策と一致）

11. 関連会社（資本関係のある先）

会社名	_____	事業内容	_____
会社名	_____	事業内容	_____
会社名	_____	事業内容	_____

12. 会社概要

【自社の沿革・事業内容・その他特記事項】

【自社の強み・弱み・課題・問題点】
【財務内容】

1 3. 借入金残高（直近期末）

単位：千円

	残高	年間返済額	借入先
政府系金融機関			
民間金融機関			
その他金融機関			
役員等借入			
合計			

1 4. 業界動向

--

1 5. 新たな取組の内容

<p>【新たな取組が必要とされる理由・背景】</p>
<p>【新製品・新サービス等の内容、特徴】</p>
<p>【新製品・新サービス等の新規性】</p>
<p>【新製品・新サービス等の開発計画・生産計画・人員計画】</p>
<p>【取組に関する関係法令】</p> <p>許認可の必要性の有無 有 ・ 無</p>
<p>【取組に関する産業財産権等の出願・取組状況】</p> <p>・ 取得済 ・ 出願中 ・ 出願予定 ・ 取得計画無</p>

【計画の実施に必要な資金の調達方法および調達先への相談状況】	
資金調達相談状況	事前相談 済 ・ 未
相談先金融機関	_____

計画の実施にあたり資金調達が必要な場合は、できるだけ事前に金融機関に相談しておくこと

16. 販売

<p>【対象とする市場ニーズ・規模・成長性、具体的なターゲット】</p>
<p>【販売ルート、販売方法】</p>
<p>【販売実績、引き合い状況】</p>
<p>【計画における売上、原価等積算根拠】</p> <p>別紙にて1年後以降の売上、原価、経費等の積算根拠を作成してください。 様式はフリーです。</p>

17. ホームページ掲載内容（申請書別表7の経営革新計画の概要を可にした企業のみ）

【経営革新のテーマ】（必須項目）
【事業の概要】（必須項目）
【経営革新への取組のきっかけと内容】（必須項目）
【写真の掲載】 写真の掲載希望の有無 有 ・ 無
【経営革新の取組を進める（進めた）上での課題・反省点】（任意項目）

問い合わせ先一覧

経営革新計画の作成をお手伝いします。お気軽にご相談ください。

経営革新計画の申請・相談窓口

機 関 名	住 所	T E L
(公財) 岡山県産業振興財団 中小企業支援課	〒701-1221 岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山	086-286-9626

経営革新計画の申請・相談窓口（商工関係団体）

機 関 名	住 所	T E L
岡山商工会議所 中小企業・地域振興部	〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15	086-232-2266
倉敷商工会議所 中小企業相談所	〒710-8585 倉敷市白楽町249-5	086-424-2111
津山商工会議所 中小企業相談所	〒708-8516 津山市山下30-9	0868-22-3141
玉島商工会議所 中小企業相談所	〒713-8122 倉敷市玉島中央町2-3-12	086-526-0131
玉野商工会議所 中小企業相談所	〒706-8533 玉野市築港1-1-3	0863-33-5010
児島商工会議所 中小企業相談所	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-37 倉敷市児島産業振興センター2階	086-472-4450
笠岡商工会議所 中小企業相談所	〒714-0098 笠岡市十一番町3-3	0865-63-1151
井原商工会議所 中小企業相談所	〒715-8691 井原市七日市町13	0866-62-0420
備前商工会議所 中小企業相談所	〒705-8558 備前市東片上230	0869-64-2885
高梁商工会議所 中小企業相談所	〒716-0033 高梁市南町16-2	0866-22-2091
総社商工会議所 中小企業相談所	〒719-1131 総社市中央6-9-108	0866-92-1122
新見商工会議所 中小企業相談所	〒718-0003 新見市高尾2475-7 新見商工会館	0867-72-2139
岡山県商工会連合会 広域サポートセンター	〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-401 岡山県中小企業会館4階	086-224-4341
岡山北商工会	〒709-2121 岡山市北区御津宇垣1630-1	0867-24-2131
岡山西商工会	〒701-0153 岡山市北区庭瀬488-6	086-293-0454

機 関 名	住 所	T E L
岡山南商工会	〒701-0221 岡山市南区藤田564-131	086-296-0765
吉備中央町商工会	〒716-1101 加賀郡吉備中央町豊野1-1	0866-54-1062
瀬戸内市商工会	〒701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄182-4	0869-22-1010
赤磐商工会	〒709-0816 赤磐市下市357-7	086-955-0144
備前東商工会	〒701-3202 備前市日生町寒河2570-31	0869-72-2151
和気商工会	〒709-0422 和気郡和気町尺所2	0869-93-0522
つくぼ商工会	〒710-1101 倉敷市茶屋町2087	086-428-0256
総社吉備路商工会	〒719-1162 総社市岡谷160	0866-93-8000
真備船穂商工会	〒710-1301 倉敷市真備町箭田1141-1	0866-98-0265
浅口商工会	〒719-0243 浅口市鴨方町鴨方2244-8	0865-44-3211
備中西商工会	〒714-2111 井原市芳井町吉井253-1	0866-72-0247
備北商工会	〒716-0111 高梁市成羽町下原432-1	0866-42-2412
阿哲商工会	〒719-3611 新見市神郷下神代4898-9	0867-92-6103
真庭商工会	〒719-3214 真庭市鍋屋6	0867-42-4325
作州津山商工会	〒708-1205 津山市新野東567-9	0868-36-5533
鏡野町商工会	〒708-0324 苫田郡鏡野町竹田747	0868-54-3311
久米郡商工会	〒709-3717 久米郡美咲町原田1757-8	0868-66-0033
みまさか商工会	〒707-0025 美作市栄町187-4	0868-73-6520
岡山県中小企業団体中央会 経営・労働支援課	〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-202 岡山県中小企業会館2階	086-224-2245

国の担当機関

機 関 名	住 所	T E L
中小企業庁 経営支援部 新事業促進課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1764
中国経済産業局 産業部 経営支援課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5658

経営革新へ向けて ～新たなチャレンジ！～



岡山県マスコット
ももっち・うらっちと仲間たち

岡山県産業労働部経営支援課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL (086)226-7354 FAX (086)224-2165